

基礎自治体における適応策推進にむけた庁内検討体制整備の課題 ：郡山市を事例として

○辻 岳史¹・戸川 卓哉¹
(所属 1：国立環境研究所)

気候変動適応の推進に向けて、基礎自治体（以下、自治体）が計画や施策に適応の概念を取り入れ、主流化することが期待されている。とはいえ、自治体において適応の主流化は容易ではない。第一に、自治体庁内の各部局が適応策の意義を理解して、自部局の政策課題とすることが困難である。第二に、自治体において従来、緩和策の推進主体を担ってきた環境部局と適応策の推進主体が異なるうえ、潜在的に適応策の推進主体となりうる自治体の部局は多岐に及ぶ（例：防災部局・農林漁業部局・保健福祉部局）。

適応策を推進する自治体では、これらの障壁を乗り越えるため、環境部局と非環境部局が連携して庁内検討体制を整備し、総合的に対策を進める必要がある。本研究では福島県郡山市を事例に、自治体の適応策推進に向けた庁内検討体制整備の課題を考察する。本研究では、郡山市の適応策推進に向けた庁内検討体制整備の課題を検討するため、「郡山市気候変動適応ワーキンググループ」（以下、WG）に参画した21課の職員を対象とした半構造化インタビュー調査を2020年11月5日から12月16日に実施した。WGは、郡山市が適応策の調査・検討を目的として2020年度に庁内で設置した部局横断組織である。インタビュー調査では①適応策の優先度に関する認識、②適応策に係る庁内検討体制への参画状況を質問した。なお②について、調査実施時点の郡山市役所では適応に特化した庁内検討体制がWGのみであったため、調査データとともに市の例規・要綱を参照して、環境政策全般及びその他の適応策に係る庁内検討組織への参画状況を確認した。

分析の結果、以下の知見が得られた。第一に、優先すべき適応策について、少数の適応策に多数の部局の関心が集中することがある。郡山市では令和元年東日本台風の影響を受け、自然災害（水害）対策を優先すべきと認識する部局が多勢を占めた。多数の部局の関心を集める適応策については、庁内検討体制整備の障壁は少ないと考えられる。他方でその他の適応策については、施策上の関わりがある部局が庁内検討体制に参画せず、担当部局のみ、あるいは担当部局と少数の関連部局の小規模な連携によって取りまざるを得なくなることが懸念される。第二に、適応策に係る庁内検討体制への参画状況について、郡山市では政策分野ごとに庁内横断型の検討組織がすでに整備されており、その整備状況には政策分野ごとに差異がみられた。環境政策と災害（水害）対策では複数部局の連携による検討組織が整備され、多数の部局が参画していた。一方で、熱中症対策をはじめとするその他の適応策の検討体制は整備されておらず、部局間の役割分担も不明確であった。

本研究の知見は、自治体において適応策に係る庁内検討体制を整備するにあたって、多数の部局が参画する既存の庁内検討組織に、適応策を組み込むことの意義を示唆している。その際、既存の庁内検討組織に、多数の部局の関心を集める適応策を組み込むことは、職員の自発的参画を促すという点で有効である。同時にこの場で、優先度が低いと認識される適応策の実施に向けた部局間調整・役割分担のあり方を協議することも有効であろう。